

消費生活センターはこんな仕事をしています。

消費生活のことで

相談したいとき・学びたいとき・情報がほしいとき

お気軽にご相談ください。

1.消費生活相談

商品やサービスに関する苦情相談等を受け付け、解決のための助言やあっせん、一部苦情商品のテストなどを行っています。相談は電話、来所、メールで受け付けます。



2.講座への講師派遣

消費者被害を未然に防止するため、各地域で開催される消費生活に関する学習会へ講師を派遣しています。

3.消費生活の情報提供

- ◆消費生活に関する各種の情報の展示、ビデオ・パネルの貸出し、「くらしの情報」の発行
- ◆ホームページ「ながさき消費生活館」
消費者サポートメール「sapo之助」による最新の情報提供



契約の知識 — ご存知ですか? 「クーリング・オフ制度」

契約解除通知書

・契約年月日 平成 年 月 日

・商品名 (XXXXXXXXXX)

・価格 XXXXXXX

右の契約については、解除します。

商品は早急に引き取り、
既払い金XXXXXX円は早急に返金してください。

平成 年 月 日

〒XXXXXXXX

(会社名) XXXXX 株式会社

あなたの住所(氏名)

XXXXXXXX

訪問販売や電話勧誘販売などの場合は、一部の商品を除き、契約書面を受け取った日から8日以内に書面(ハガキ)で通知をすれば無条件で解約できる制度です。

- ・ハガキの両面をコピーしておく
- ・簡易書留などの記録の残る方法で郵送
- ・クレジット契約があれば同様に通知

また、期間が過ぎても、契約書類に不備があるときや勧誘に問題があるときなどは解除できる場合があります。

消費生活センターにご相談ください。

ご相談・お問い合わせは、お近くの消費生活センターまたは市町相談窓口へ

 長崎県消費生活センター 095-824-0999